

京都駅周辺地域・京都南部油小路通沿道地域  
都市再生緊急整備地域準備協議会 開催要綱

令和 5 年 10 月 24 日決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、京都駅周辺地域及び京都南部油小路通沿道地域における、都市再生特別措置法（以下「法」という。）第 2 条第 3 項の規定に基づく都市再生緊急整備地域の拡大に向けて必要な検討を行うため、京都駅周辺地域・京都南部油小路通沿道地域都市再生緊急整備地域準備協議会（以下「協議会」という。）を開催することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第 2 条第 3 項に規定する都市再生緊急整備地域として政令で定められる地域の区域に關すること
- (2) 法第 15 条第 1 項に規定する地域整備方針に關すること
- (3) その他必要な事項に關すること

(委員)

第 3 条 協議会は、委員 20 名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が就任を依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 経済団体に属する者
- (3) 金融機関に属する者
- (4) 関係行政機関に属する者
- (5) 本市の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、就任の日から令和 6 年 3 月 15 日までとする。以降、協議会を継続する場合は、委員の再任を妨げない。ただし、原則として 2 年以内とする。

(守秘義務)

第 4 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。

(座長)

第 5 条 協議会には、座長を置き、委員の中から市長が指名する。

2 座長は、協議会の会議を総理し、会議を代表する。

3 座長に事故があるときは、出席者のうちから市長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、市長が招集する。

- 2 市長は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することはできない。
- 3 市長は、委員があらかじめ指名する者をその代理人として会議に出席させることができる。この場合において、代理人が出席したときは、その委員は、会議に出席したものとみなす。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求める意見を聴き、説明を求めることができる。

(会議の公開等)

第7条 会議は、京都市情報公開条例第7条に該当する情報（以下「非公開情報」という。）を取り扱うため、原則非公開とする。ただし、会議において、非公開情報を取り扱わないときは、会議の一部又は全部を公開とする。

- 2 会議の一部又は全部を公開とするときの傍聴は、京都市都市計画審議会傍聴規程（平成26年10月21日）を準用する。この場合において、第1条中、「京都市都市計画審議会運営要綱第8条の規定に基づき、京都市都市計画審議会（以下「審議会」という。）は、「京都駅周辺地域・京都南部油小路通沿道地域都市再生緊急整備地域準備協議会（以下「協議会」という。）」と読み替え、第2条、第5条及び第8条中、「審議会事務局職員」は「協議会事務局職員」と読み替え、第7条中、「京都市都市計画審議会運営要綱第2条第1項ただし書の規定により、審議会」は、「京都駅周辺地域・京都南部油小路通沿道地域都市再生緊急整備地域準備協議会設置要綱第6条第1項ただし書の規定により、協議会」と読み替えるものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、都市計画局都市企画部都市計画課及びまち再生・創造推進室において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関する必要な事項は、都市計画局長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。

## 京都市都市計画審議会傍聴規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、京都市都市計画審議会運営要綱第8条の規定に基づき、京都市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴の手続)

第2条 傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、傍聴受付締切時刻までに、会場の受付前において審議会事務局職員の指示に従って整列して待機しなければならない。

- 2 事務局職員が前項の規定に従って待機している傍聴希望者を確認することにより、傍聴希望者が傍聴を申し込んだものとみなす。
- 3 前2項の規定にかかわらず、多数の傍聴希望者が見込まれる場合は、別に傍聴受付締切時刻、傍聴の申込方法その他の手続を定めるものとする。

### (傍聴者の定員)

第3条 傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員は、10名以上とし、会場の規模に応じてあらかじめ定める。

- 2 傍聴を希望する者の人数が定員を超えるときは、抽選により傍聴者を決定する。

### (傍聴することができない者)

第4条 次の各号に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 危険物を携帯している者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (5) 楽器、ラジオその他音声を発する機械類を携帯している者
- (6) 前各号に定めるもののほか、議事を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

### (傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、会議場にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対し拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (4) 写真の撮影、録画、録音等をしないこと。

- (5) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (6) 会長及び審議会事務局職員の指示に従うこと。

(報道関係者の特例)

- 第6条 会長は、報道関係者の傍聴について、別に記者席を設けることとする。
- 2 報道関係者は、第5条第4号の規定にかかわらず、会議の運営に支障のない範囲で写真の撮影をすることができる。ただし、録画及び録音については、会議の冒頭に限りすることができる。

(傍聴人の退場)

- 第7条 傍聴人は、京都市都市計画審議会運営要綱第2条第1項ただし書の規定により、審議会が会議を非公開とした場合は、速やかに会議場から退場しなければならない。

(違反に対する措置)

- 第8条 会長及び審議会事務局職員は、傍聴者がこの規程の規定に違反するときは、これを止めるよう命じることができる。
- 2 会長は、傍聴者が前項の命令に従わないときは、これを退場させることができる。
- 3 審議会事務局職員は、会長に前項の措置を講じるよう進言することができる。

附 則

この規程は、平成13年8月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月28日から施行する。

附 則 (平成26年10月21日決定)

この規程は、決定の日から施行する。